２０１０年自治体キャラバン
資料集

◇全国35都府県の子どもと同じく医療費窓口無料化を
◇高齢者は社会の宝－75歳以上の医療費無料制度を
◇全て「いのち」はかけがえがない－資格証明書の廃止を！
◇国民健康保険一部負担減免制度を全ての自治体で
◇高すぎる介護保険料・国保料の引き下げを
◇住民の立場に立って、住民の暮らしと福祉を守る施策を！！

石川県社会保障推進協議会

2010年9月30日

市長・町長 殿

石川県社会保障推進協議会
代表委員　飯森　和彦
同　　奥村　　回
同　　小倉　恵美
同　　清水　　巍
同　　橋本　明夫

住民のいのちと健康、福祉を守るために
社会保障施策の拡充を求める要望書

貴職におかれましてはますますご清栄のことと存じます。住民に開かれた行政のために労を惜しまぬご尽力に心から敬意を表します。

さて、労働者派遣法等労働者の雇用と権利の改悪によって、ワーキングプアが増大し、相次ぐ医療・介護・福祉制度の後退によって、医療・介護・福祉の危機が進行してきています。

こうした中で、住民の立場に立って、これまでの社会保障抑制施策、住民負担増施策を転換し、住民の暮らしと福祉を守る自治体本来の施策を進めることが自治体に求めれてきています。

私たちは、安心して暮らし続けられる地域づくりのためには、主人公である住民と住民の健康・生命・暮らしに責任をもつ自治体とが協力・共同して、その地域の特性を生かしたサービス・制度をつくりあげることが重要であると考えています。

その立場から、私たちは、住民が笑顔で安心して暮らせるようにしていくために、そして、住民のいのちと健康、くらしを守るために、以下の事項の実現を要望するものです。

【要望事項】

1．子育て支援について

(1)子どもの医療費助成制度の対象を中学校卒業まで拡大してください。

(2)石川県に子どもの医療費は『窓口無料化』（現物給付化）するよう意見を上げてください。

(3)妊産婦健診は、産前14回、産後1回を無料で受けられるように助成してください。超音波検査は、厚労省通知に示されているように、最低4回を年齢制限なしに助成してください。

(4)就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯までとしてください。学校だけでなく市町の窓口でも受け付けてください。また、申請手続きに民生委員の証明は不必要としてください。

(5)義務教育は無償の立場から学校の給食費は無料にしてください。

(6)子どもに関する諸施策について住民に周知し申請権を保障するために、わかりやすいパンフレット・ハンドブックなどを作成し配布してください。

(7)公立保育所への保育所国庫補助金が一般財源化（事実上補助金の削減）されたことにより、保育所の民営化する自治体がありますが、貴自治体では公設・公営を守ってください。

(8)政府は、保育所、幼稚園を「子ども園」に統合・一括して、予算は保育所・幼稚園、学童保育などあらゆる子育て支援をまとめて一括交付金化しようとしていますが、児童福祉の現行制度を守

るよう、国に意見を上げてください。

２．高齢者医療・福祉の充実について

(1)東京都日の出町、石川県川北町のように、75歳以上の高齢者医療費無料制度を実施してください。

(2)後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証を取り上げ、資格証明書の発行をしないでください。

(3)後期高齢者医療制度に加入しない 65 ～ 74 歳の障害がある人には障害者医療費助成制度を全額適用してください。

(4)人間ドック、温泉・プールなど保養施設・文化・スポーツ施設の補助制度・利用割引など国保加入者への保健・福祉施策事業については、後期高齢者にも適用してください。

(5)配食サービスは、最低毎日１回は実施し、助成額を増やし自己負担額を引き下げてください。また、閉じこもりを予防するため会食（ふれあい）方式も含め実施してください。

(6)消えた高齢者が社会問題になっていますが、高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を実施してください。

①ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物、ゴミ出し（個別収集）、除雪など多様な生活支援の施策を充実してください。

②高齢者や障がい者などの外出支援のため地域巡回バスや福祉バスなどの施策を充実してください。

③宅老所、街角サロンなどの高齢者の集まりの場への助成制度を拡充し、高齢者がねたきりにならないよう多面的な福祉施策を実施してください。

④高齢期になっても住み続けることができるバリアフリーの高齢者住宅を公営で整備してください。

３．国民健康保険制度の改善について

(1)保険料（税）について

①保険料（税）の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料にしてください。そのために、これまで以上に一般会計からの繰り入れを行ってください。

②18歳未満の子どもについては、均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免を実施してください。

③国民健康保険料（税）の申請減免制度を下記のように内容を充実させてください。申請減免制度がないところは創設してください。

「提案」：市町長が減免が必要と認める者は以下の通りとする。 世帯の所得額が生活保護基準額の 1.4 倍以下であること

(2)保険料（税）滞納者への対応について

①資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳までの子どものいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育修了前の子どもについては、窓口交付でなく、郵送も含め保険証を届けてください。

②保険料（税）を支払う意思があって分納している世帯には、正規の保険証を交付してください。

③保険料（税）を払いきれない加入者の生活実態の把握に務め、加入者の生活実態を無視した保険料（税）の徴収や差押えなど制裁措置をしないでください。

④滞納者に対し給付（限度額認定・一部負担減免適用除外等）の制限をしないでください。

(3)一部負担金の減免制度について

①一部負担減免要綱を創設してください。生活保護基準額の 1.4 倍以下の世帯に対しても実施してく

ださい。創設自治体（10 自治体）では、減免基準を生活保護基準の 1.4 倍以下に改善してください。
②一部負担金の減免制度の案内チラシ・申請書などは、行政窓口や医療機関の窓口におくなど、制度を広く住民に周知してください。
(4)無保険者の調査について
住民台帳登録があるのに、健康保険資格喪失が出されないため等で、いわゆる無保険となっている人の問題が社会問題になっています。貴自治体における無保険者の実態調査を実施してください。

4．介護保険について
(1)低所得者に対する介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。
(2)低所得者に対する利用料の減免制度を実施・拡充してください。
(3)訪問介護サービスにおける「院内介助制限」など厚労省通知に反するサービス制限をやめ、事業所にその内容を徹底してください。
(4)特別養護老人ホームや小規模多機能施設など施設・在宅サービスの基盤整備を早急におこなってください。基盤設備が円滑に進み、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所が確保できるよう助成制度を設けてください。
(5)介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。
5．障害者控除認定制度について
①介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。
②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

6．障害がある人の施策の充実について
(1)国民健康保険、健康保険、後期高齢者医療制度など医療保険の違いを超えて、65 歳以上の障害がある人への心身障害者医療費助成制度は助成方法を、償還払いはなく、現物給付（64 歳以下同様）にしてください。
(2)心身障害者医療費助成制度の市町単独助成分（65 歳未満）の支給方法で『償還払い』となっている自治体は、現物給付に改善してください。
(3)穴水町では身体障害者手帳 3 級以上、療育手帳ＢⅡ（入院・外来）までを対象にし、珠洲市・かほく市では全額助成するよう改善を図ってください。
(4)小松市・七尾市・羽咋市・能登町では後退した心身障害者医療費助成制度を元に戻してください。

7．健診事業について
(1)すべての住民を対象に従来の健診水準を下げることなく市町村の責任で健診を行うこと。特に、がん検診や一般健診の内容を充実させ、特定健診と同時受診できるようにしてください。
(2)特定健診、がん検診、歯周疾患検診については、自己負担金を無料としてください。
(3)歯周疾患検診については、年 1 回無料で受けられるようにしてください。少なくとも 40・50・60・70 歳の検診は必ず実施してください。

8．予防接種について

(1)ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、子宮頸ガンワクチン、高齢者用肺炎球菌ワクチンの任意予防接種の費用について、助成する制度をつくってください。
(2)上記ワクチンを定期接種とするよう国に働きかけてください。
(3)新型インフルエンザ及び季節性インフルエンザワクチン接種を積極的に推進してください。それらの接種費用は無料にしてください。

9．自治体の基本的あり方について
(1)行政執行においては、法令通知法に基づいて実施して下さい。条例・要綱・規則など自治体が整備するものは、法令通知以下であってはならないことを徹底ください。
(2)特に手続きにおいては、「行政手続法」にもとづいて実施し、「申請」と「届出」の違いを明らかにして事務を取り扱ってください。審査基準の整備を行い、条例・施行規則に明記してください。「不利益処分」に対しては必ず根拠法令・通知など審査基準を文書で明示するよう各課を指導してください。
(3)税滞納世帯等への行政サービスの制限は行わないでください。
(4)職員への法令の研修等を励行し、法令順守を徹底ください。
(5)住民に対して責任ある仕事が遂行できるよう非正規・非常勤ではなく正規職員の増員を行ってください。

【資料】

子どもの医療費窓口無料化を実現させる条件の広がりと実現の展望

2010.10

石川県社会保障推進協議会

１．子どもの医療費助成対象者を拡大する自治体が増加

◇08年4月国の制度改正を契機に、子どもの医療費助成対象者を拡大する自治体が増加しています。08年10月より東京都が中学校卒業まで対象範囲を拡大しました。09年10月より、群馬県も中学卒業まで、子どもの医療費無料化（窓口無料化、一部負担なし、所得制限なし）を実施しました。

◇06年～09年度で比較すると**22都府県**が対象者を拡大しています。

２．窓口無料化は３５都府県で

貧困と格差が広がる中で、子どもが病気になっても安心して受診できるようにしていくために、子どもの医療費窓口無料化を求める父母の運動が全国的に広がりました。その運動に押されて、償還払いから、窓口無料化（現物給付化）する都府県がふえてきました。そして、現在、35都道府県が子どもの医療費窓口無料化（現物給付化）を実施しています。

３．何故、今、子どもの医療費窓口無料化か

大人の貧困は、家族を介して、あるいは直接的に子どもにも影響を及ぼしています。また、子どもの置かれた状況が、逆に大人の貧困や生活の困難さを照らし出しています。

就学援助制度は、おおむね生活保護基準の1.1～1.3倍の収入の世帯・子どもを対象に実施されていますが、2008年の利用者は、児童数の10.7%に当たる1万人余に上っています。

経済的な困窮は、家族関係や親子関係にも様々な歪み、ゆがみをもたらす要因になります。近年、増大の一途をたどる「児童虐待」も、因果関係を特定することは困難ですが、そのことと無関係ではありません。2007年度に県下の児童相談所が対応した児童虐待件数は352件、10年前の1997年には29件でした。実に12倍となっています。

４．子どもの貧困の広がり

「先生、湿布クスリ　ない？」「お金がなくて病院にいけないんや」。貧困が広がる中で、その影響は子ども達を直撃しています。小学校の保健室では、子どもが「先生、湿布クスリない？病院に行くお金がないんや」という子どもが生まれています。「歯がぼろぼろの中学生に何で、ここまで我慢していたのか」と聞くと、「おかんにお金をもらうことが言えなかった」という子どもが増えているそうです。「持ち合わせのお金がなくて、虫歯の治療ができないという悲しい事はなくしてほしい」と歯科医師は叫ばれました。子どものいのちと健康を守るためには、持ち合わせがなくても病気になったら、我慢をしないで受診できる「窓口無料化」がどうしてでも必要なのです。

５．石川県に窓口無料化等を要望する。

石川県社会保障推進協議会は、これまで石川県に「県単独事業で『乳幼児医療費助成制度』を窓口無料化してください。」「石川県乳幼児医療費助成事業補助金交付要綱を窓口無料化にしても補助ができるよう改定してください。」と要望してきました。

しかし、石川県は「国の制度改定の機会をとらえて制度を改善させたい。しかし現物給付にすると医療費が増え県の負担も増える。また制度のありがたさがわからなくなる問題もある。現物給付は適切ではない」として「窓口無料化求める」県民の願いに背を向けてきました。

6．金沢市長・小松市長・能美市長が石川県に意見をあげる！

金沢市長・小松市長・能美市長が石川県に「子どもの医療費を窓口無料化するよう」意見をあげました。しかし、石川県は、「窓口無料化はできない」「金沢市が窓口無料化するならば、県の責任部分も負担しない」と答えました。

石川県乳幼児医療費助成事業補助金交付要綱の別表では、「実際に支払った額－1,000円」となっているので、これを楯に、金沢市が現物給付にすると「県は補助金を出さない」と回答しているのです。

議会からは、09年9月17日、羽咋市議会で全会派一致で、県に「子どもの医療費窓口無料化を求める意見」が採択されました。続いて12月18日に金沢市議会で、同様の意見書が採択されています。

7．「子どもの医療費窓口無料化」（通院医療）するために必要な予算

通院医療でみると、(1)現行（通院3歳・入院就学前）で窓口無料にするには4,000万円で可能です。
(2)通院を就学前まで拡大して窓口無料化するには2億4千万円で可能です。

8．石川県に「窓口無料化の実施」「補助要項を改訂」させるには何が必要か

(1)自動償還制は、県内では輪島市が実施して、わたしたちも積極的に各自治体に制度紹介をしてきたものです。自動償還制は、大きな前進です。しかし、経済的理由での受診制限・受診できない問題の解決を図ることができないものです。市町村・医療機関にとっても事務負担の軽減ができない制度です。高額療養費の現物給付化も実施され、現物給付の流れは、時代の流れであると思います。

(2)私たちが、石川県に子どもの医療費無料化を求めると他の自治体からそのような意見が上がって来ないと言います。金沢市長・小松市長・能美市長から意見が上がっている訳ですが、県を動かすには、3市以上の自治体から県に意見が上がることが必要です。

2002年の県の子どもの医療費対象者拡大の時には、8市町から意見をあげていただき実現しました。是非とも、今回も、多くの自治体から県に意見をあげていただくことが大変重要であると考えています。

【羽咋市議会】

子どもの医療費窓口無料化を求めるための意見書

昨今の経済不況の中で、市民の雇用と暮らしをめぐる状況は大変厳しく、貧困と格差が広がっています。

その影響は、未来を担う子育て世代にも影を落とし、給食費の滞納や児童手当給付の増加など、子どもの貧困が広がっています。

子どもは社会の宝であり、その子どもたちの発達を保障し、健康を守っていくことは社会の責任と考えます。

そのために子育て支援施策のひとつとして、子どもの医療費助成制度の拡充が今強く叫ばれ、全国的にも石川県でも子どもの医療費を中学校まで補助する自治体が増えています。

羽咋市議会は子どもの医療費無料化を進めるため、各市町が単独事業として窓口無料化を実施しても、県の負担分を補助できるように「石川県乳幼児医療費助成事業補助金交付要綱」の一部改正を求めます。

石川県知事　谷本正憲　殿

平成21年9月17日

羽咋市議会議長　本吉基彦

【金沢市議会】

子ども医療費無料化に関する意見書

子どもの病気の早期発見・早期治療を支える環境が極めて大切になっている。本市においては、子育て支援の施策として「子育て支援医療費助成」を実施し、年齢対象の拡大、自動償還払いの実施など、その充実に努力しているところである。

しかしながら、市民からは、医療機関の窓口で医療費の自己負担分を支払う必要のない、現物給付方式の実施が求められている。

よって、石川県におかれては、すべての医療機関窓口における無料化を進めるため、石川県乳幼児医療費助成事業補助金交付要綱及び石川県乳幼児医療費助成事業事務取扱要領の改正を図るよう強く要望する。ここに、地方自治法第99条の既定により意見書を提出する。

平成21年12月18日

金沢市議会議長　高村桂伸

石川県各市町における子どもの医療費助成制度一覧

2010/4/1現在

No.	自治体名	0歳児～3歳児		4歳児～小学校就学前		小学校卒業まで		中学校卒業まで		自己負担	所得制限
		入院	通院	入院	通院	入院	通院	入院	通院		
0	石　川　県	○	○	○						1,000円	○（注3）
1	金　沢　市	○	○	○	○	○	×	×	×	1,000円	なし
2	七　尾　市	○	○	○	○	○	×	×	×	なし	なし
3	小　松　市	○	○	○	○	○	○	○	○	（注1）	なし
4	輪　島　市	○	○	○	○	○	○	○	○	1,000円	なし
5	珠　洲　市	○	○	○	○	○	×	○	×	1,000円	なし
6	加　賀　市	○	○	○	○	○	▲	○	▲	1,000円	なし
7	羽　咋　市	○	○	○	○	○	×	×	×	1,000円	なし
8	かほく市	○	○	○	○ 6歳まで	○	×	○	×	なし	なし
9	白　山　市	○	○	○	○	○	○	○	○	1,000円	なし
10	能　美　市	○	○	○	○	○	○	○	○	なし	なし
11	川　北　町	○	○	○	○	○	○	○	○	なし	なし
12	野々市町	○	○	○	○	○	○	○	○	1,000円	なし
13	津　幡　町	○	○	○	○	○	×	○	×	1,000円	なし
14	内　灘　町	○	○	○	○	○	○2年生まで	×	×	（注2）	なし
15	志　賀　町	○	○	○	○	○	○	○	○	なし	なし
16	宝達志水町	○	○	○	○	○	○	×	×	1,000円	なし
17	中能登町	○	○	○	○	○	○	○	○	なし	なし
18	穴　水　町	○	○	○	○	○	○	○	○	1,000円	なし
19	能　登　町	○	○	○	○	○	▲	▲	▲	1,000円	なし
		19	19	19	19	19	11	13	9	あり 13 なし 6	19

▲：2010年10月実施

▲：2010年10月実施

注1：小松市の自己負担は0歳児～2歳児なし、3歳児～小学校就学前500円、小学校就学～中学校卒業まで1，000円

注2：内灘町の自己負担は0歳児～小学校就学前なし、小学校1・2年1，000円、小学校3～6年（入院のみ）1，000円

注3：石川県の所得制限の基準は児童手当法施行令に準じています。

子どもの医療費助成制度　　2006年度～2010年度の推移

		対象年齢				給付方法	
		通院			入院		
		2006年2月	2009年10月	2010年4月	2010年4月	2006年2月	2009年10月
1	北海道	就学前	就学前	就学前	小6		
2	東京都	就学前	中卒	中卒	中卒	◎	◎
3	群馬県	2才	中卒	中卒	中卒	◎	◎
4	栃木県	就学前	小3	小6	小6		◎
5	徳島県	2才	6才	小3	小3	◎	◎
6	兵庫県	就学前	小3	小3	中卒	◎	◎
7	宮崎県	2才	就学前	就学前	就学前	◎	◎
8	大分県	2才	就学前	就学前	就学前	◎	◎
9	長崎県	就学前	就学前	就学前	就学前		
10	福岡県	2才	就学前	就学前	就学前	◎	◎
11	高知県	就学前	就学前	就学前	就学前	◎	◎
12	愛媛県	2才	就学前	就学前	就学前	◎	◎
13	山口県	就学前	就学前	就学前	就学前	◎	◎
14	広島県	就学前	就学前	就学前	就学前	◎	◎
15	岡山県	2才	就学前	就学前	就学前	◎	◎
16	島根県	就学前	就学前	就学前	就学前	◎	◎
17	鳥取県	4才	就学前	就学前	就学前	◎	◎
18	和歌山県	2才	就学前	就学前	就学前		
19	奈良県	2才	就学前	就学前	就学前		
20	京都府	就学前	就学前	就学前	小6	◎	◎
21	滋賀県	3才	就学前	就学前	就学前	◎	◎
22	三重県	3才	就学前	就学前	就学前		
23	愛知県	3才	就学前	就学前	中卒	◎	◎
24	静岡県	就学前	就学前	就学前	就学前	◎	◎
25	岐阜県	2才	就学前	就学前	就学前	◎	◎
26	長野県	3才	就学前	就学前	小3		
27	神奈川県	2才	就学前	就学前	中卒	◎0歳	◎
28	千葉県	2才	就学前	就学前	就学前	◎	◎
29	茨城県	就学前	就学前	就学前	就学前	◎県内	◎
30	福島県	就学前	就学前	就学前	就学前	◎国保	◎国保
31	山形県	就学前	就学前	就学前	小6	◎	◎
32	秋田県	就学前	就学前	就学前	就学前	◎	◎
33	岩手県	就学前	就学前	就学前	就学前		
34	青森県	3才	就学前	就学前	就学前	◎	◎国保0歳
35	鹿児島県	5才	5才	就学前	就学前		
36	埼玉県	4才	4才	就学前	就学前		
37	香川県	5才	5才	5才	5才		◎
38	山梨県	4才	4才	4才	就学前		◎
39	沖縄県	2才	3才	3才	就学前		
40	熊本県	3才	3才	3才	3才		△
41	富山県	3才	3才	3才	就学前	◎0歳	◎0歳
42	**石川県**	**3才**	**3才**	**3才**	就学前		
43	宮城県	2才	2才	2才	就学前	◎	◎
44	佐賀県	2才	2才	2才	就学前	◎	◎
45	大阪府	2才	2才	2才	就学前		◎
46	福井県	2才	2才	2才	2才		
47	新潟県	2才	2才	2才	小6	◎	◎

2006年度は毎日新聞06年3月3日、09年度は保団連09年5月1日参照
◎は実施、国保のみ、県内のみ、0歳のみがある
△は市町村で実施。

4年間に対象者拡大は22都県
支給方法の改善は4府県

子どもの医療費窓口無料化に要する石川県と石川県社会保障推進協議会の試算の対比

1．石川県子育て支援課　試算

	現行の償還制度、自己負担あり	医療費増加指数	現物給付に変更した場合	自己負担なしに変更した場合			
	A	石川県指標	A×B	件数	石川県指標	自己負担	総価額
0歳児～3歳児	287,167,000	0.4	114,866,800	225,925	1.4	1000/2	158,147,500
4歳児～就学前	175,540,000	0.4	70,216,000	137,715	1.4	1000/2	96,400,500

現物給付だけ改善の場合	114,866,800
現物給付・対象拡大	360,622,800
現物給付・対象拡大・自己負担なし	615,170,800

2．厚労省の医療費増加指標に基づいた試算

	現行の償還制度、自己負担あり	医療費増加指数	現物給付に変更した場合	自己負担なしに変更した場合			
	A	厚労省指標	A×B	件数	厚労省指標	自己負担	総価額
0歳児～3歳児	287,167,000	0.1389	39,887,496	225,925	1.1389	1000/2	128652991
4歳児～就学前	175,540,000	0.1389	24,382,506	137,715	1.1389	1000/2	78421806.8

実際には、これだけの予算で賄うことができる

現物給付の場合	39,887,496	県の試算との差	74,979,304
現物給付・対象拡大	239,810,002		120,812,798
現物給付・対象拡大・自己負担なし	446,884,800		168,286,000

＊石川県は栃木県の実績をもとに40%医療費が増えるとしている。
＊厚労省は2割負担で窓口無料化した場合の医療費増加率は13.8%であるとして、その増加分を国庫補助削減の根拠にしている。
＊栃木県の医療費が増えたのは、栃木県が窓口無料化した時に、診療報酬の引き上げなど、その時期の理由があるのではないか。

就学援助受給児童数の推移

＼	年度	2007年		2008年		2009年			
	市町村名	就学援助児童数	受給率	就学援助児童数	受給率	就学援助児童数	児童生徒数	受給率	認定基準
1	金沢市	5,888	15.2%	6,046	15.6%	6,418	38,607	16.6%	生活保護基準の1．3倍未満等
2	七尾市	374	7.6%	390	8.1%	388	4,654	8.3%	生活保護基準の1．3倍以内
3	小松市	690	6.8%	667	6.5%	732	10,176	7.2%	生活保護基準の1．4倍未満等
4	輪島市	183	8.4%	184	8.8%	173	2,030	8.5%	生活保護基準の1．3倍以内等
5	珠洲市	64	5.3%	56	4.8%	57	1,096	5.2%	生活保護基準の1．5倍未満等
6	加賀市	616	10.0%	694	11.3%	752	6,016	12.5%	生活保護基準の1．3倍未満等
7	羽咋市	110	5.6%	118	6.1%	115	1,897	6.1%	生活保護基準の1．2倍以内等
8	かほく市	280	8.3%	294	8.6%	312	3,403	9.2%	生活保護基準の1．3倍以内等
9	白山市	985	9.4%	1,055	10.0%	1,134	10,606	10.7%	生活保護基準の1．3倍未満等
10	能美市	187	3.9%	179	3.7%	175	4,911	3.6%	児童扶養手当の受給者等
11	川北町	15	2.5%	16	2.5%	18	679	2.7%	児童扶養手当の受給者等
12	野々市町	500	13.2%	473	12.2%	535	3,988	13.4%	生活保護基準の1．3倍以内
13	津幡町	300	7.2%	332	8.1%	333	4,047	8.2%	生活保護基準の1．3倍以内等
14	内灘町	394	14.7%	378	14.2%	390	2,637	14.8%	生活保護基準の1．3倍未満等
15	志賀町	86	5.0%	93	5.5%	106	1,634	6.5%	生活保護基準の1．3倍未満等
16	宝達志水町	61	4.4%	67	5.0%	63	1,299	4.8%	生活保護基準の1．2倍未満等
17	中能登町	47	3.0%	52	3.3%	70	1,584	4.4%	生活保護基準の1．3倍以内
18	穴水町	18	2.7%	15	2.3%	20	617	3.2%	同一世帯の総所得額180万円以下等
19	能登町	92	6.3%	80	5.9%	83	1,303	6.4%	生活保護基準の1．2倍以内等
合　　計		10,890	10.7%	11,189	11.0%	11,874	101,184	11.7%	

国民健康保険の被保険者数・滞納者・保険料等の現状

	市町村名	国民健康保険2010年 3月31日					制裁率	一世帯当たり保険料			一人当たり保険料			一般会計から繰入（一人当たり）	一般会計から繰入（09年度）
		加入世帯	滞納世帯数	%	資格証明書 6月1日	短期保険証6月1日	資格書＋短期証（A）	合計	医療分	支援分	合計	医療分	支援分		
1	金沢市	64,678	12,416	19.2%	1,022	3,568	4,590	139,343	110,006	29,337	82,187	64,884	17,303	5,337	9,787
2	小松市	15,252	3,428	22.5%	83	727	810	144,363	111,225	33,138	80,554	62,063	18,491	0	0
3	七尾市	9,084	1,648	18.1%	0	728	728	119,560	97,369	22,191	69,319	56,453	12,866	0	0
4	加賀市	12,818	5,042	39.3%	0	740	740	160,551	127,035	33,516	92,346	73,068	19,278	7,952	0
5	輪島市	6,008	519	8.6%	5	469	474	128,926	106,314	22,612	70,146	57,843	12,303	0	0
6	珠洲市	3,098	176	5.7%	0	38	38	124,502	100,802	23,700	71,945	58,250	13,695	0	3,125
7	羽咋市	3,642	588	16.1%	9	136	145	131,118	101,611	29,507	75,777	58,724	17,053	0	0
8	白山市	14,125	2,278	16.1%	62	595	657	176,000	149,000	27,000	98,000	83,000	15,000	6,820	470
9	能美市	6,303	1,096	17.4%	0	191	191	163,312	129,560	33,752	89,670	71,138	18,532	0	0
10	川北町	620	28	4.5%	0	3	3	131,269	95,412	35,857	70,376	51,152	19,224	33,300	25,424
11	野々市町	6,197	1,125	18.2%	50	105	155	166,691	136,079	30,612	97,128	79,291	17,837	5,937	5,205
12	津幡町	4,127	801	19.4%	0	238	238	171,203	131,972	39,231	94,583	72,910	21,673	0	0
13	かほく市	4,399	613	13.9%	0	256	256	158,500	132,600	25,900	84,800	70,900	13,900	0	0
14	内灘町	3,695	553	15.0%	0	208	208	160,361	133,845	26,516	89,560	74,751	14,809	0	0
15	宝達志水町	2,038	184	9.0%	0	74	74	137,629	110,484	27,145	80,678	64,766	15,912	0	0
16	志賀町	3,764	375	10.0%	8	177	185	159,300	127,400	31,900	92,400	73,900	18,500	0	0
17	中能登町	2,807	245	8.7%	0	43	43	151,821	123,296	28,525	84,866	68,921	15,945	9,286	5,721
18	能登町	3,394	23	0.7%	0	97	97	132,801	100,746	32,055	76,345	57,917	18,428	0	0
19	穴水町	1,763	159	9.0%	8	45	53	118,462	93,961	24,501	70,731	56,102	14,629	0	0
総計		167,812	31,297	18.7%	1,247	8,438	9,685								
平均値		8,832	1,647		66	444		146,090	116,775	29,316	82,706	66,107	16,599	3,612	2,617
MAX		64,678	12,416		1,022	3,568		176,000	149,000	39,231	98,000	83,000	21,673	33,300	25,424
MIN		620	23		0	3		118,462	93,961	22,191	69,319	51,152	12,303	0	0

国民健康保険税の比較

例:モデル4　　夫婦(共に40歳以上)、子ども2人の4人世帯　個人事業者(夫の所得200万円、市民税所得額、7200円、固定資産税5万円＜課税対象所得167万)の場合

	市町村名	医療分					支援分					介護分						09年	10年
		所得割	資産割	均等割	平等割	合計	所得割	資産割	均等割	平等割	合計	所得割	資産割	均等割	平等割	合計	総合計	順位	順位
1	金沢市	17,280	0	96,000	24,000	137,280	4,320	0	27,840	6,720	38,880	4,320	0	16,560	4,320	25,200	201,360	19	19
2	小松市	90,180	0	96,800	29,400	216,380	28,390	0	27,600	8,800	64,790	30,060	0	18,400	7,600	56,060	337,230	7	10
3	七尾市	111,890	15,000	95,200	24,700	246,790	21,710	3,000	18,800	4,800	48,310	15,364	1,000	11,200	4,200	31,764	326,864	11	14
4	加賀市	108,550	19,650	109,200	31,400	268,800	28,390	5,350	28,800	8,400	70,940	25,384	0	23,400	0	48,784	388,524	1	2
5	輪島市	96,860	16,500	83,200	26,200	222,760	20,040	3,500	17,600	5,600	46,740	13,360	2,250	11,200	3,800	30,610	300,110	17	17
6	珠洲市	108,550	20,000	86,400	26,400	241,350	22,545	5,500	31,200	3,600	62,845	20,040	5,000	14,400	5,400	44,840	349,035	5	7
7	羽咋市	86,840	14,000	88,000	24,000	212,840	26,720	2,000	32,000	6,000	66,720	24,215	0	22,000	0	46,215	325,775	12	15
8	かほく市	116,900	12,500	96,000	32,400	257,800	20,040	2,500	24,000	4,800	51,340	18,370	0	12,000	4,200	34,570	343,710	15	8
9	白山市	115,230	12,000	120,000	34,200	281,430	23,380	0	24,000	5,400	52,780	25,050	0	16,000	7,000	48,050	382,260	4	3
10	能美市	88,510	12,500	96,000	34,800	231,810	30,060	0	43,200	0	73,260	23,380	0	25,200	0	48,580	353,650	14	6
11	川北町	63,460	15,000	40,000	14,000	132,460	20,040	2,500	32,000	6,000	60,540	7,515	1,500	12,000	3,000	24,015	217,015	18	18
12	野々市町	100,200	12,500	108,000	27,500	248,200	26,720	2,500	27,200	7,300	63,720	20,040	3,200	19,400	4,200	46,840	358,760	3	5
13	津幡町	116,900	5,000	100,000	34,000	255,900	40,080	0	50,000	0	90,080	25,050	0	34,000	0	59,050	405,030	16	1
14	内灘町	128,590	10,050	120,000	24,000	282,640	18,370	1,650	19,200	3,600	42,820	20,040	1,800	16,800	4,800	43,440	368,900	2	4
15	宝達志水町	101,870	14,000	90,400	30,800	237,070	25,050	3,500	27,200	5,100	60,850	21,710	0	18,400	0	40,110	338,030	6	9
16	志賀町	91,850	16,000	100,000	30,000	237,850	28,390	2,250	24,800	7,200	62,640	11,022	2,500	12,200	4,000	29,722	330,212	8	11
17	中能登町	116,900	22,500	104,000	29,000	272,400	8,016	1,040	8,400	1,800	19,256	17,034	0	20,000	0	37,034	328,690	9	12
18	能登町	95,190	15,500	84,000	18,000	212,690	30,060	5,000	27,600	6,000	68,660	18,370	4,000	15,000	4,500	41,870	323,220	13	16
19	穴水町	100,200	18,000	81,600	26,400	226,200	30,060	4,500	24,000	3,600	62,160	16,700	4,500	14,400	4,200	39,800	328,160	10	13
総計																			

●国民健康保険窓口一部負担減免制度（低所得者）

一部負担金支払い義務者又は被保険者が、次のいずれかに該当したことにより生活が困難となった場合で、必要があると認める場合で
①災害により死亡、心身障害者となり、又は資産に重大な損害を受けた
②干ばつ等により農作物の不作、不漁等で減収となった
③事業または業務の旧廃止、失業等により、著しい減収となった

	自治体名	国保一部負担減免基準 適用対象
1	金沢市	生活保護基準１００％～１１０％　免除 生活保護基準１１０％～１２０％　減額
2	七尾市	生活保護基準１００％～１１０％　免除 生活保護基準１１０％～１２０％　減額
3	小松市	
4	輪島市	生活保護基準１００％～１１０％　免除 生活保護基準１１０％～１２０％　減額
5	珠洲市	
6	加賀市	
7	羽咋市	生活保護基準１００％～１１０％　免除 生活保護基準１１０％～１２０％　減額
8	かほく市	生活保護基準１００％～１１０％　免除 生活保護基準１１０％～１２０％　減額
9	白山市	生活保護基準１００％～１１０％　免除 生活保護基準１１０％～１２０％　減額
10	能美市	生活保護基準１００％～１１０％　免除 生活保護基準１１０％～１２０％　減額
11	川北町	
12	野々市町	生活保護基準１００％～１１０％　免除 生活保護基準１１０％～１２０％　減額
13	津幡町	生活保護基準１００％～１１０％　免除 生活保護基準１１０％～１２０％　減額
14	内灘町	
15	志賀町	生活保護基準１００％～１１０％　免除 生活保護基準１１０％～１２０％　減額
16	宝達志水町	
17	中能登町	
18	穴水町	
19	能登町	

●国民健康保険（保険料減免）

	自治体名	保険料減免基準 適用対象
1	金沢市	次のいずれかに該当し、かつ市長が適当と認める場合。 ①被保険者が災害により障害者となった ②災害により納付義務者の住宅等に損害を受けた ③納付義務者の失業・疾病・死亡等により生活に所得が減少した ④生活保護受給者と同程度の実情である ⑤その他、特別の事情がある場合
2	七尾市	次のいずれかの場合。 ①災害により損害を受けた ②疾病による失業等で減収になった ③債務弁済のため資産譲渡をした ④その他必要と認める場合
3	小松市	災害により生活が著しく困難となった者又はこれに準ずる者のうち、必要と認める者。
4	輪島市	次のいずれかに該当し、かつ必要と認められる者。 ①当該年において、所得が皆無となり生活が著しく困難となった又はこれに準ずる者 ②学生及び生徒 ③上記の他、特別の事情がある者
5	珠洲市	①災害により、住居等に著しい被害を受けた場合 ②疾病等で失業または事業の休廃止により失職し、著しく所得が減少した場合 ③生計維持者の所在不明等により、納付が困難となった場合 ④盗難等により納付が困難となった場合 ⑤その他減免が必要な場合 ⑥生活保護世帯となった場合
6	加賀市	①災害による被害にあった者 ②前年と比して所得が減少した者 ③特別の理由がある者
7	羽咋市	①矯正施設入所者 ②災害等により生活が著しく困難になった者、又はこれに準ずる者のうち、必要と認められる者
8	かほく市	次のいずれかに該当し、かつ、必要と認められる場合。 ①災害その他特別の事情で納税が困難となった者 ②当該年度において所得が皆無となり、生活が著しく困難となった者又はこれに準ずる者
9	白山市	次のいずれかに該当し、かつ、納税が著しく困難と認められる場合。 ①災害により資産に被害が出た ②倒産、廃業、失業、疾病等により所得が著しく減少し、失業保険の受給、預金、生命保険解約返戻金及び居住不動産以外の資産がない ③同一世帯・生計者の収入合計月額が生活保護基準の居宅第1、第2類(冬季加算を除く)を加算した額の範囲内で、かつ、失業保険の受給、預金、生命保険解約返戻金および居住不動産等以外の資産がない
10	能美市	国の制度を準用
11	川北町	災害等により生活が著しく困難になった者、又はこれに準ずる者のうち、必要と認められる者
12	野々市町	納税義務者及びその世帯に属する被保険者が、次のいずれかに該当し、かつ納税が著しく困難な場合。 ①災害により資産に被害を受けた ②倒産、廃業、失業、疾病等により、所得が著しく減少すると認められた ③国、県、町の事業に伴う特別控除が適用された譲渡所得がある ④生活保護受給者と同程度の状態である ⑤被保険者が刑務所、少年院の施設に入所していて療養の給付が受けられない ⑥その他特別な事情がある

	自治体名	保険料減免基準 適用対象
13	津　幡　町	次のいずれかに該当する場合。 ①被保険者が災害により障害を受けて、納付が困難と認められる ②災害により住宅等に多額の損害を受けた者で、保険税の納付が著しく困難であると認められる ③納税義務者の失業、廃業、疾病、死亡により所得が減少したことで、生活に困窮し、保険税の納付が著しく困難と認められる
14	内　灘　町	災害等により生活が著しく困難となった者のうち必要と認められる場合。
15	志　賀　町	災害等により生活が著しく困難となった者のうち必要と認められる場合。
16	宝達志水町	次のいずれかに該当し、かつ、必要があると認められる者。 ①災害等により生活が著しく困難になった者 ②貧困により国民健康保険量の納付が困難な者 ③非自発的離職者 ④特別の理由があると町長が認める場合
17	中能登町	次のいずれかに該当する場合。 ①納付義務者及びその世帯に属する被保険者が、災害により住宅等に被害を受けた ②納付義務者が、失業又は事業の休廃止による失職で、所得が減少した ③納付義務者等が死亡・疾病により生活が著しく困難になった ④その他町長が特に必要と認める場合
18	穴　水　町	①生活が著しく困難になったため、公私の扶助を受ける者、又はこれに準ずると認められる者。 ②その他特別の事情がある者
19	能　登　町	災害その他の特別な事情により、著しく納税の能力を欠き、又は失った者のうち、特に必要と認める場合。

①介護保険料減免制度

	自治体名	介護保険料減免基準 適用対象
1	金沢市	次のいずれかに該当し、かつ必要と認める場合。 ①第1号被保険者または主生計維持者が災害により住宅等に著しい損害を受けた ②主生計維持者が死亡、又は心身に重大な障害を受け、もしくは長期入院等により著しい減収となった ③主生計維持者の収入が、事業等の旧廃止、失業等により、著しく減少した ④主生計維持者の収入が、干ばつ、冷害等による農作物の不作、不漁等により著しく減少した ⑤その他必要と認める場合
2	七尾市	
3	小松市	次のいずれかに該当し、保険料の納付が困難と認める場合。 ①第1号被保険者又は主生計維持者が災害により住宅等に著しい損害を受けた ②主生計維持者が死亡した、又は重大な障害を受け、もしくは長期入院等により、収入が著しく減少した ③主生計維持者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により、著しく減少した ④主生計維持者の収入が、干ばつ、冷害等による農作物の不作、不漁等により著しく減少した ⑤その他必要と認める場合
4	輪島市	次のいずれかに該当し、かつ市長が必要と認める場合。 ①第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、災害等により住宅等について著しい損害を受けた ②第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと又はそのものが心身に重大な障害を受け、もしくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少した ③第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業等の旧廃止、事業における著しい損失、失業等により、著しく減少した ④第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害等による農作物の不作、不漁等により著しく減少した
5	珠洲市	次のいずれかに該当する者のうち、必要と認める場合。 ①被保険者又は主生計維持者が、災害により住宅等に著しい損害を受けた ②主生計維持者が死亡した、又は重大な障害を受け、又は長期入院したことで、著しい減収となった ③主生計維持者の収入が、事業の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少した。 ④主生計維持者の収入が、干ばつ等による農作物の不作、不漁等により、著しく減少した
6	加賀市	
7	羽咋市	
8	かほく市	
9	白山市	次のいずれかに該当し、かつ必要と認める場合。 ①第1号被保険者または主生計維持者が災害により住宅等に著しい損害を受けた ②主生計維持者が死亡、又は心身に重大な障害を受け、もしくは長期入院等により著しい減収となった ③主生計維持者の収入が、事業等の旧廃止、失業等により、著しく減少した ④主生計維持者の収入が、干ばつ、冷害等による農作物の不作、不漁等により著しく減少した ⑤その他必要と認める場合

	自治体名	介護保険料減免基準 適用対象
10	能美市	次のいずれかに該当し、必要と認める場合。 ①第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けた ②生計を主として維持する者が死亡した、又はそのものが心身に重大な障害を受け、もしくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少した ③主生計維持者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少した ④主生計維持者の収入が、干ばつ、冷害等による農作物の不作、不漁等により著しく減少した
11	川北町	
12	野々市町	
13	津幡町	
14	内灘町	
15	志賀町	
16	宝達志水町	
17	中能登町	災害や不慮の事故による所得の一時的な減少により、生活が著しく困窮している者。
18	穴水町	
19	能登町	

②介護利用料減免制度

	自治体名	介護利用料減免基準 適用対象　など
1	金　沢　市	自己負担を支払うことにより、被保険者本人及びその家族の収入が生活保護基準の1.2倍以下になり、生活が困窮している場合（ただし、世帯の預貯金の合計も生活保護基準の1.2倍以下の人）（生活保護受給者を除く）に、自己負担分の一部を減額する。
2	七　尾　市	
3	小　松　市	①訪問介護サービス利用者が夜間・早朝にサービスを利用した場合は、25%加算分を補助し、深夜にサービスを利用した場合は50%加算のうち25%を補助する。 ②居宅サービス利用者が、法定限度額を超えて利用した場合において、他の補助額(上記等他)を控除した額について、月3,000円を限度とし補助する。
4	輪　島　市	次に該当し、かつ市長が必要であると認める場合。第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、災害等（保険料減免の災害等に同じ）により、住宅等について著しい損害を受けた。
5	珠　洲　市	適用対象は、次のいずれかに該当する場合。 ①第1号被保険者又は主生計維持者が災害により住宅等に著しい損害を受けた ②主生計維持者が死亡した、又は重大な障害を受け、もしくは長期入院等により減収となった ③主生計維持者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により、著しく減少した ④干ばつ、冷害等による農作物の不作、不漁により、著しい減収となった ⑤その他必要と認める場合。
6	加　賀　市	
7	羽　咋　市	
8	かほく市	
9	白　山　市	①居宅サービスを利用する市民税世帯非課税者に対して、自己負担分の40%を助成する ②市民税が本人非課税者の2号被保険者で在宅サービスの利用限度額を超えた者に対し、超えた部分での自己負担額の1／3を助成する。なお、助成額は月10万円を限度とする。
10	能　美　市	①訪問介護サービス利用者支援事業として、町民税非課税者が訪問介護サービスを利用した場合、自己負担額の3%を助成する。 ②通所サービス利用者負担額（食費）軽減事業として、通所介護、通所リハビリテーション利用者に対して1日1回180円を支給する。 ③特例短期入所サービス利用支援事業として、短期入所サービスを限度額まで利用しても在宅介護が困難な場合、超過分の9割を助成する（年14日以内）。
11	川　北　町	居宅介護利用者負担給与金制度として、訪問介護、訪問入浴サービスの利用者に対し、利用者負担分について助成する。障害者1級・2級は半額、それ以外は1/4助成する。
12	野々市町	居宅サービスを対象として、町民税世帯非課税者に助成する。障害1級・2級の人は半額(年間上限3万円)、それ以外の人は1／4(年間上限2万円)助成。
13	津　幡　町	
14	内　灘　町	居宅サービス（短期入所、居宅療養管理指導以外）を対象として、町民税世帯非課税者に10%助成する。
15	志　賀　町	
16	宝達志水町	
17	中能登町	適用対象は以下のうちいずれかに該当する場合。 ①要介護者もしくは要支援者が、災害により住宅等に著しい被害を受けた場合 ②生計中心者の死亡したは、又は重大な障害を受け、もしくは長期入院により、収入が著しく減少した　③生計中心者の収入が、事業の休廃止、事業における著しい損失、失業等により、著しく減少した ④生計中心者の収入が、干ばつ・冷害・凍霜害による農作物の不作・不漁等で著しく減少した。
18	穴　水　町	
19	能　登　町	

※備考欄の

2010年自治体アンケート介護保険関係データー

No.	自治体名	第1期 2000年介護保険料	第2期 2003年介護保険料	第3期 2006年介護保険料	第4期 2009年介護保険料	特養待機者					障害者控除認定数
						合計	在宅	老人保健施設等	病院	その他	
1	金沢市	3,150	3,930	4,750	4,750	1,561	719	367	356	119	711
2	七尾市	2,730	3,700	4,450	5,100	455	99	129	85	142	41
3	小松市	2,800	4,100	4,800	4,850	568	391	129	15	33	35
4	輪島市	2,975	2,975	3,700	3,800	69	36	21	10	2	607
5	珠洲市	2,600	3,800	4,900	4,900	186	85	45	6	50	57
6	加賀市	3,250	3,750	4,500	4,500	144	57	8	58	21	2
7	羽咋市	2,500	3,100	4,200	4,250	143	81	4	37	21	16
8	かほく市	3,100	3,300	4,500	4,500	68	22			46	13
9	白山市	2,605	4,040	3,980	4,660	423	111	246	66		120
10	能美市	2,700	3,600	4,500	4,850	286	72	95	12	107	74
11	川北町	2,000	2,000	2,500	3,000	10	3	5	1	1	31
12	野々市町	2,960	3,560	4,300	4,300	71	15	10	32	14	75
13	津幡町	2,900	3,800	4,950	4,537	130	34	39	33	24	20
14	内灘町	2,800	3,600	4,900	4,439	105	13	38	33	21	96
15	志賀町	2,840	3,320	4,640	4,640	210	89	30	51	40	15
16	宝達志水町	2,740	3,440	4,600	4,600	134	63	4	41	26	5
17	中能登町	2,800	3,300	4,300	4,300	222	80	56	42	44	75
18	穴水町	3,080	4,100	4,200	4,000	50	50				336
19	能登町	2,500	2,900	4,980	4,400	38	38				59
						4, 873	2, 058	1, 226	878	711	2, 388

障害者控除認定制度について

1．障害者控除認定制度県内一覧

2010・4・1現在

	市町名	障害者対象者		特別障害者対象者		備考
		身体障害レベル	認知症レベル	身体障害レベル	認知症レベル	
1	金沢市	A	Ⅱ	B・C	Ⅲ・Ⅳ・M	
2	七尾市	A	Ⅱ	B・C	Ⅲ・Ⅳ・M	
3	小松市		Ⅱ	B・C	Ⅲ・Ⅳ・M	
4	輪島市	A	Ⅱ	B・C	Ⅲ・Ⅳ・M	基準の一部改正実施
5	珠洲市	A	Ⅱ	B・C	Ⅲ・Ⅳ・M	
6	*加賀市*		*Ⅲ*	*B・C*	*Ⅳ・M*	
7	羽咋市	A	Ⅱ	B・C	Ⅲ・Ⅳ・M	基準の改善は実施した。
8	かほく	A	Ⅱ	B・C	Ⅲ・Ⅳ・M	
9	白山市	A	Ⅱ	B・C	Ⅲ・Ⅳ・M	
10	能美市		Ⅱ	B・C	Ⅲ・Ⅳ・M	
11	川北町	A	Ⅱ	B・C	Ⅲ・Ⅳ・M	
12	野々市町	A	Ⅱ	B・C	Ⅲ・Ⅳ・M	
13	津幡町	J・A	Ⅱ	B・C	Ⅲ・Ⅳ・M	
14	内灘町	A	Ⅱ	B・C	Ⅲ・Ⅳ・M	
15	志賀町	A	Ⅱ	B・C	Ⅲ・Ⅳ・M	
16	宝達志水	A	Ⅱ	B・C	Ⅲ・Ⅳ・M	
17	中能登町	A	Ⅱ	B・C	Ⅲ・Ⅳ・M	
18	穴水町	A	Ⅱ	B・C	Ⅲ・Ⅳ・M	
19	能登町	A2・B1	Ⅱ・Ⅲ	B2・C	Ⅳ・M	

心身障害者医療費助成制度

	自治体名	対象者									自治体単独助成分の助成方法		助成額	所得制限
		身体障害者手帳				療育手帳								
		1級	2級	3級	4級	A	BⅠ入院	BⅠ通院	BⅡ入院	BⅡ通院	65歳未満	65歳以上		
	石川県	○	○			○	○				現物給付	償還払い	医療保険・老人保健の自己負担額。指定訪問看護の自己負担額。	老齢福祉年金の所得制限に準拠。(注1)
1	金沢市	○	○	○	注1	○	○		○		現物給付	償還払い	保険診療の自己負担額。(療育手帳Bの場合は、入院分のみ助成)	県と同じ
2	七尾市	○	○	○		○	○	○	○	○	現物給付	償還払い	自己負担額。	65歳未満県と同じ。65歳以上の3級取得者は所得制限なし。但し、老人保健法の住民税非課税世帯は所得制限あり。
3	小松市	○	○	注2		○	○	○	○	○	現物給付	償還払い	医療保険・老人保健の自己負担額。	県と同じ
4	輪島市	○	○	○		○	○	○	○	○	現物給付	償還払い	医療保険・老人保健の自己負担額。	県と同じ
5	珠洲市	○	○	○1/2		○	○	○1/2	○1/2	○1/2	3級、B1通院、BⅡは償還払	償還払い	1・2級又はA・BⅠの入院は全額。3級及びBⅠ通院・BⅡは半額。	県と同じ
6	加賀市	○	○	○		○	○	○	○	○	現物給付	償還払い	医療保険・老人保健の自己負担額。	県と同じ
7	羽咋市	○	○	○		○	○	○	○	○	3級、BⅠ通院、BⅡは償還払い	償還払い	3級、BⅠの通院、BⅡは所得に応じて全額または1／2助成。	県と同じ
8	かほく市	○	○	○2/3		○	○	○2/3	○2/3	○2/3	3級、BⅠ通院、BⅡは償還払い	3級、BⅠ通院、BⅡは償還払い	1・2級又はA・BⅠの入院は全額。3級及びBⅠの通院・BⅡは2/3助成。	なし
9	白山市	○	○	○		○	○	○	○	○	現物給付	償還払い	医療保険・老人保健の自己負担額。	なし
10	能美市	○	○	○		○	○	○	○	○	現物給付	償還払い	医療保険・老人保健の自己負担額。	なし
11	川北町	○	○	○		○	○	○	○	○	現物給付	償還払い	保険対象の医療の自己負担額。	なし。ただし、身体障害者手帳4級の人のみ、住民税非課税世帯を助成対象とする。
12	野々市町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	現物給付	償還払い	65歳未満は医療保険摘要の自己負担額、65歳以上は老人保健法、健康保険法による自己負担額から附加給付金、高額療養費を除い	なし
13	津幡町	○	○	○		○	○	○	○	○	3級、BⅠ通院、BⅡは償還払い	償還払い	保険対象の医療費全額。	なし
14	内灘町	○	○	○		○	○	○	○	○	現物給付	償還払い	保険対象の医療費全	なし
15	志賀町	○	○	○		○	○	○	○	○	3級、BⅠ通院、BⅡは償還払い	償還払い	医療保険・老人保健の自己負担額。	県と同じ
16	宝達志水町	○	○	○		○	○	○	○	○	3級、BⅠ通院、BⅡは償還払い	償還払い	医療保険・老人保健の自己負担額。	県と同じ
17	中能登町	○	○	○		○	○	○	○	○	現物給付	償還払い	保険診療額。	なし
18	穴水町	○	○			○	○				現物給付	償還払い	医療保険・老人保健の自己負担額。	県と同じ
19	能登町	○	○			○	○				現物給付	償還払い	1・2級、A・BⅠは、医療保険・老人保健の自己負担額の全額。但しBⅠは入院時のみ自己負担額の全額。	県と同じ
		19	19	16	2	19	19	16	17	16				

※「1/2」は2分の1助成、「2/3」は3分の2助成を示しています。
注1：金沢市の4級一部の対象範囲は、65歳以上で下記の者に限らオ
(1)音声・言語機能に著しい障害を持つ者、(2)両下肢のすべての指を欠く者、
(3)一下肢 の機能に著しい障害を持つ者、(4)一下肢の足関節以上を欠く者
注2：小松市は、3級の平成16年4月1日以降の新規対象者を補助対象外と

④通院精神医療費助成制度

	自治体名	備考	助成方法
	石川県		
1	金沢市		
2	七尾市	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者のうち、通院患者に対し、自己負担分を助成。	現物給付
3	小松市		
4	輪島市	国保加入者に対し、自己負担分を助成。	現物給付
5	珠洲市		
6	加賀市		
7	羽咋市		
8	かほく市		
9	白山市	精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、医療保険に加入し、自立支援医療(精神通院)を受けている人に対し、自立支援医療の自己負担分を助成。	償還払い
10	能美市	自立支援医療(精神通院)を受けている人に対し、自立支援医療費の自己負担分を助成。	国保加入者は現物給付。社保加入者と老健対象の国保加入者は償還払い
11	川北町		
12	野々市町	精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、医療保険に加入し、自立支援医療(精神通院)を受けている住民税非課税世帯の人に対し、自立支援医療費自己負担分の半分を助成。	償還払い
13	津幡町		
14	内灘町		
15	志賀町		
16	宝達志水町		
17	中能登町	自立支援医療(精神通院)を受けている人に対し、自立支援医療費の自己負担分を助成。	償還払い
18	穴水町		
19	能登町		

1.石川県生活保護世帯数・人員の推移

保護世帯

福祉事務所名	H13	H１４	H１５	H１６	H１７	H18	H１９	H２０	H２１	前年差
南　加　賀	101	110	114	71						
石川中央	316	331	257	226	277	256	269	283	309	26
能登中部	114	108	105	82	80	82	89	81	78	−3
能登北部	127	130	138	145	144	127	130	139	158	19
郡部計	658	679	614	524	501	465	488	503	545	42
金沢市社会	1, 739	1, 853	2, 015	2, 130	2, 179	2240	2,311	2,438	2,678	240
七　尾　市	106	119	129	156	149	133	132	140	150	10
小松市社会	277	320	340	347	346	343	345	319	316	−3
輪島市	69	75	80	85	100	132	151	159	164	5
珠　洲　市	45	45	48	49	54	55	54	57	55	−2
加　賀　市	391	451	507	520	578	604	595	604	646	42
羽　咋　市	38	44	51	51	45	46	45	45	50	5
松　住　市	53	65	79							0
かほく市			77	79	76	79	81	85	97	12
白　山　市				133	140	145	148	152	164	12
能　美　市				42	47	52	53	56	64	8
市部計	2, 718	2, 972	3, 326	3, 592	3, 714	3, 829	3, 915	4, 055	4, 384	329
合　　計	3, 376	3, 661	3, 944	4, 116	4, 215	4, 294	4,403	4,558	4,929	371

保護人員

福祉事務所名	H１３	H１４	H１５	H１６	H１７	H１８	H１９	H２０	H２１	前年差
南　加　賀	117	135	132	85						
石川中央	400	430	344	303	362	334	345	360	386	26
能登中部	122	116	115	90	87	87	97	88	83	−5
能登北部	166	163	167	176	175	161	167	177	200	23
郡部計	805	844	758	654	624	582	609	625	669	44
金沢市社会	2, 152	2, 298	2, 495	2, 626	2, 668	2, 732	2,815	2,966	3,269	303
七　尾　市	133	151	159	185	173	150	144	152	163	11
小松市社会	340	398	417	423	423	416	413	377	374	−3
輪島市	83	90	98	103	119	159	185	188	193	5
珠　洲　市	53	51	53	57	63	63	62	64	63	−1
加　賀　市	487	560	627	648	715	736	712	726	776	50
羽　咋　市	38	44	55	56	50	54	54	52	58	6
松　住　市	82	96	112							0
かほく市			83	87	87	92	95	99	112	13
白　山　市				182	191	192	191	187	198	11
能　美　市				51	56	65	70	71	80	9
市部計	3, 368	3, 688	4, 099	4, 418	4, 545	4, 659	4, 741	4, 882	5, 286	404
合　　計	4, 173	4, 532	4, 857	5, 072	5, 169	5, 241	5, 350	5, 507	5, 955	448

保護申請

福祉事務所名	H13	H１４	H１５	H１６	H１７	H18	H１９	H２０	H２１	前年差
南　加　賀	38	41	28	18						
石川中央	59	48	36	69	83	74	57	67	93	26
能登中部	12	13	22	25	14	18	19	9	21	12
能登北部	18	22	29	15	21	21	21	31	38	7
郡部計	127	124	115	127	118	113	97	107	152	45
金沢市社会	313	353	414	323	284	338	344	450	529	79
七　尾　市	30	24	27	28	22	14	24	38	36	-2
小松市社会	82	65	59	59	43	54	28	36	57	21
輪島市	12	10	20	34	35	37	29	26	45	19
珠　洲　市	8	6	8	8	12	2	8	6	11	5
加　賀　市	96	116	114	101	89	74	63	83	122	39
羽　咋　市	8	15	7	6	6	9	7	14	11	-3
松　住　市	21	16	19							0
かほく市			4	14	7	13	10	11	49	38
白　山　市				27	26	23	34	43	51	8
能　美　市				13	14	17	9	20	21	1
市部計	570	605	672	613	538	581	556	727	932	205
合　　計	697	729	787	740	656	694	653	834	1,084	250

保護開始件数

福祉事務所名	H１３	H１４	H１５	H１６	H１７	H１８	H１９	H２０	H２１	前年差
南　加　賀	33	34	24	20						
石川中央	58	48	36	63	59	42	41	62	88	26
能登中部	9	8	15	13	8	12	14	6	16	10
能登北部	15	19	28	13	20	14	22	23	33	10
郡部計	115	109	103	109	87	68	77	91	137	46
金沢市社会	296	316	366	294	257	307	309	382	515	133
七　尾　市	20	22	25	17	12	9	24	27	33	6
小松市社会	66	60	58	60	40	42	23	27	49	22
輪島市	12	8	11	21	23	33	28	25	31	6
珠　洲　市	8	5	6	7	12	2	8	3	8	5
加　賀　市	94	116	114	101	89	73	63	84	123	39
羽　咋　市	8	13	6	4	3	8	4	11	8	-3
松　住　市	21	16	19							0
かほく市			4	13	7	10	9	10	36	26
白　山　市				28	27	20	28	36	43	7
能　美　市				12	14	12	12	17	18	1
市部計	525	556	609	557	484	516	508	622	864	242
合　　計	640	665	712	666	571	584	585	713	1,001	288

保護廃止件数

福祉事務所名	H１３	H１４	H１５	H１６	H１７	H１８	H１９	H２０	H２１	前年差
南　加　賀	25	21	27	27						0
石川中央	34	34	30	42	38	28	35	47	34	-13
能登中部	12	15	14	9	11	6	16	13	16	3
能登北部	18	17	9	15	23	14	14	13	14	1
郡部計	89	87	80	93	72	48	65	73	64	-9
金沢市社会	192	177	218	213	219	249	189	247	212	-35
七　尾　市	7	13	15	16	26	22	15	19	27	8
小松市社会	21	35	41	57	44	37	38	50	37	-13
輪島市	7	3	8	12	8	10	19	20	18	-2
珠　洲　市	3	6	3	8	6	3	5	6	7	1
加　賀　市	44	50	81	85	77	81	61	73	67	-6
羽　咋　市	8	4	3	8	6	8	5	7	1	-6
松　住　市	7	8	5							0
かほく市			11	10	11	2	6	9	8	-1
白　山　市				16	18	18	27	32	20	-12
能　差　市				7	8	11	10	12	17	5
市部計	289	296	385	432	423	441	375	475	414	-61
合　　計	378	383	465	525	495	489	440	548	478	-70

自治体キャラバンで参照した法律・条文抜粋

〔児童福祉法〕～理念、国・地方公共団体の責任

第１条〔児童福祉の理念〕

すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。

2　すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。

第２条〔児童育成の責任〕

国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

第３条〔児童福祉原理の尊重〕

前二条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない。

〔国民健康保険法〕～目的、保険者、減免

第一条

この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もつて社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする。

第四条　（国及び都道府県の義務）

1　国は、国民健康保険事業の運営が健全に行われるようにつとめなければならない。

2　都道府県は、国民健康保険事業の運営が健全に行われるように、必要な指導をしなければならない。

第四十四条

1　保険者は、特別の理由がある被保険者で、保険医療機関等に第四十二条又は前条の規定による一部負担金を支払うことが困難であると認められるものに対し、次の各号の措置を採ることができる。

一　一部負担金を減額すること。

二　一部負担金の支払を免除すること。

第七十七条　（保険料の減免等）

保険者は、条例又は規約の定めるところにより、特別の理由がある者に対し、保険料を減免し、又はその徴収を猶予することができる。

〔国民健康保険法施行令〕

第一章　市町村

（法第九条第三項に規定する政令で定める特別の事情）

第一条　国民健康保険法（以下「法」という。）第九条第三項 に規定する政令で定める特別の事情は、次の各号に掲げる事由により保険料（地方税法 （昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による国民健康保険税を含む。次条において同じ。）を納付することができないと認められる事情とする。

一　世帯主がその財産につき災害を受け、又は盗難にかかつたこと。

二　世帯主又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと。
三　世帯主がその事業を廃止し、又は休止したこと。
四　世帯主がその事業につき著しい損失を受けたこと。
五　前各号に類する事由があつたこと。

（法第九条第七項 に規定する政令で定める特別の事情）
第一条の二　法第九条第七項 に規定する政令で定める特別の事情は、世帯主が滞納している保険料につきその額が著しく減少したこと又は前条に定める事情とする。

＊さらに、2009年1月20日、日本共産党小池晃参議院議員の質問主意書に対して政府は「・・・・基本的な考え方は、世帯主が市町村の窓口において当該世帯に属する被保険者が医療をうける必要性が生じ、かつ、医療機関に対する医療費の一時払いが困難である旨の申出を行った場合には、当該世帯主は保険料を納付することができない特別な事情に準ずる状況にあると考えられることから、緊急的な対応として、当該世帯に属する被保険者に対して短期被保険者証を交付することができることとするものであり、世帯主がこのような状況にあるのであれば、市町村の判断により、当該世帯に属する被保険者に対して短期被保険者証を交付することができるものである・・・」との回答をしています。

〔国税徴収法〕～差し押さえ禁止事項

第六款　差押禁止財産
（一般の差押禁止財産）
第七十五条　次に掲げる財産は、差し押えることができない。
一　滞納者及びその者と生計を一にする配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係にある者を含む。）その他の親族（以下「生計を一にする親族」という。）の生活に欠くことができない衣服、寝具、家具、台所用具、畳及び建具
二　滞納者及びその者と生計を一にする親族の生活に必要な三月間の食料及び燃料
三　主として自己の労力により農業を営む者の農業に欠くことができない器具、肥料、労役の用に供する家畜及びその飼料並びに次の収穫まで農業を続行するために欠くことができない種子その他これに類する農産物
四　以降　略
（給与の差押禁止）
第七十六条　給料、賃金、俸給、歳費、退職年金及びこれらの性質を有する給与に係る債権（以下「給料等」という。）については、次に掲げる金額の合計額に達するまでの部分の金額は、差し押えることができない。この場合において、滞納者が同一の期間につき二以上の給料等の支払を受けるときは、その合計額につき、第四号又は第五号に掲げる金額に係る限度を計算するものとする。
一　所得税法第百八十三条（給与所得に係る源泉徴収義務）、第百九十条（年末調整）、第百九十二条（年末調整に係る不足額の徴収）又は第二百十二条（非居住者等の所得に係る源泉徴収義務）の規定によりその給料等につき徴収される所得税に相当する金額
二　地方税法第三百二十一条の三（個人の市町村民税の特別徴収）その他の規定によりその給料

等につき特別徴収の方法によつて徴収される道府県民税及び市町村民税に相当する金額

三　健康保険法（大正十一年法律第七十号）第百六十七条第一項（報酬からの保険料の控除）その他の法令の規定によりその給料等から控除される社会保険料（所得税法第七十四条第二項（社会保険料控除）に規定する社会保険料をいう。）に相当する金額

四　滞納者（その者と生計を一にする親族を含む。）に対し、これらの者が所得を有しないものとして、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第十二条（生活扶助）に規定する生活扶助の給付を行うこととした場合におけるその扶助の基準となる金額で給料等の支給の基礎となつた期間に応ずるものを勘案して政令で定める金額

五　その給料等の金額から前各号に掲げる金額の合計額を控除した金額の百分の二十に相当する金額（その金額が前号に掲げる金額の二倍に相当する金額をこえるときは、当該金額）

2　給料等に基き支払を受けた金銭は、前項第四号及び第五号に掲げる金額の合計額に、その給料等の支給の基礎となつた期間の日数のうちに差押の日から次の支払日までの日数の占める割合を乗じて計算した金額を限度として、差し押えることができない。

3　賞与及びその性質を有する給与に係る債権については、その支払を受けるべき時における給料等とみなして、第一項の規定を適用する。この場合において、同項第四号又は第五号に掲げる金額に係る限度の計算については、その支給の基礎となつた期間が一月であるものとみなす。

4　以降　略

（滞納処分の停止の要件等）　・・・税務署長は地方団体の長と読み替えができます。

第百五十三条　税務署長は、滞納者につき次の各号の一に該当する事実があると認めるときは、滞納処分の執行を停止することができる。

一　滞納処分を執行することができる財産がないとき。

二　滞納処分を執行することによつてその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。

三　その所在及び滞納処分を執行することができる財産がともに不明であるとき。

2　税務署長は、前項の規定により滞納処分の執行を停止したときは、その旨を滞納者に通知しなければならない。

3　税務署長は、第一項第二号の規定により滞納処分の執行を停止した場合において、その停止に係る国税について差し押えた財産があるときは、その差押を解除しなければならない。

4　第一項の規定により滞納処分の執行を停止した国税を納付する義務は、その執行の停止が三年間継続したときは、消滅する。

5　第一項第一号の規定により滞納処分の執行を停止した場合において、その国税が限定承認に係るものであるとき、その他その国税を徴収することができないことが明らかであるときは、税務署長は、前項の規定にかかわらず、その国税を納付する義務を直ちに消滅させることができる。

［行政手続き法］～申請および手続きに関して

（目的等）

第１条　この法律は、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定めることによって、行政運営における公正の確保と透明性（行政上の意思決定について、その内容及び過程が国民にとって明らかであることをいう。第38条において同じ。）の向上を図り、もって国民の権

利利益の保護に資することを目的とする。

2　処分、行政指導及び届出に関する手続に関しこの法律に規定する事項について、他の法律に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。

（定義）

第２条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

1．法令　法律、法律に基づく命令（告示を含む。）、条例及び地方公共団体の執行機関の規則（規程を含む。以下同じ。）をいう。

2．処分　行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。

3．申請　法令に基づき、行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分（以下「許認可等」という。）を求める行為であって、当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされているものをいう。

4．不利益処分　行政庁が、法令に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

イ　事実上の行為及び事実上の行為をするに当たりその範囲、時期等を明らかにするために法令上必要とされている手続としての処分

ロ　申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を名あて人としてされる処分

ハ　名あて人となるべき者の同意の下にすることとされている処分

ニ　許認可等の効力を失わせる処分であって、当該許認可等の基礎となった事実が消滅した旨の届出があったことを理由としてされるもの

5．行政機関　次に掲げる機関　略

第２章　申請に対する処分

（審査基準）

第５条　行政庁は、申請により求められた許認可等をするかどうかをその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準（以下「審査基準」という。）を定めるものとする。

2　行政庁は、審査基準を定めるに当たっては、当該許認可等の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。

3　行政庁は、行政上特別の支障があるときを除き、法令により当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により審査基準を公にしておかなければならない。

（標準処理期間）

第６条　行政庁は、申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間（法令により当該行政庁と異なる機関が当該申請の提出先とされている場合は、併せて、当該申請が当該提出先とされている機関の事務所に到達してから当該行政庁の事務所に到達するまでに通常要すべき標準的な期間）を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、これらの当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。

（申請に対する審査、応答）

第７条　行政庁は、申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならず、かつ、申請書の記載事項に不備がないこと、申請書に必要な書類が添付されていること、

申請をすることができる期間内にされたものであることその他の法令に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申請をした者（以下「申請者」という。）に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、又は当該申請により求められた許認可等を拒否しなければならない。

（理由の提示）

第８条　行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない。ただし、法令に定められた許認可等の要件又は公にされた審査基準が数量的指標その他の客観的指標により明確に定められている場合であって、当該申請がこれらに適合しないことが申請書の記載又は添付書類その他の申請の内容から明らかであるときは、申請者の求めがあったときにこれを示せば足りる。

《改正》平14法152

２　前項本文に規定する処分を書面でするときは、同項の理由は、書面により示さなければならない。

（情報の提供）

第９条　行政庁は、申請書の求めに応じ、当該申請に係る審査の進行状況及び当該申請に対する処分の時期の見通しを示すよう努めなければならない。

２　行政庁は、申請をしようとする者又は申請者の求めに応じ、申請書の記載及び添付書類に関する事項その他の申請に必要な情報の提供に努めなければならない。

（公聴会の開催等）略

第５章　届　出

（届出）

第37条　届出が届出書の記載事項に不備がないこと、届出書に必要な書類が添付されていることその他の法令に定められた届出の形式上の要件に適合している場合は、当該届出が法令により当該届出の提出先とされている機関の事務所に到達したときに、当該届出をすべき手続上の義務が履行されたものとする。

「就学援助とは」

根拠法令）就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律（昭和31.3.30施行）

□実施主体　市（特別区含む）町村

□対象　　経済的理由により就学困難な学齢生徒、生徒の保護者

□援助　　保護者への援助の方法は金銭または現物で行う。

1．学用品費：　児童、生徒の所持する物品での通常の学習に直接必要とするもの
例）鉛筆、ノート、副読本、練習帳、体育用靴、国語辞典

2．　通学費：　児童、生徒が最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の交通で、通常は交通機関利用の通学者の往復の交通費

3．　修学旅行費：　修学旅行に直接必要な交通費、宿泊費、見学料、記念写真代、医薬品代、旅行傷害保険料並びに均一に負担することとなるその他の経費

4．　通学用品費：　児童、生徒が通常必要とする通学用品の価格又は購入費の額

例)上履き、上履き入れ、雨傘、通学用靴、雨靴、制帽等(制服等衣類は含まない)

5. 校外活動費: 学校外に教育の場を求めて行われる学校行事活動に参加するため直接必要な修学旅行以外の経費で、交通費及び見学料の額

6. 体育実技用品費: 小学校又は中学校の体育の授業の実施に必要な体育実技用具の価格又は購入費の額 例)柔道着、剣道衣(防具を含む)、スキー板等。

7. 新入学児童生徒学用品等児童又は生徒が通常必要とする新入学にあたっての学用品の価格又は購入費の額。 例)ランドセル、かばん、通学用服等。

□国の補助額:国の補助対象は、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に対する援助であり、国庫補助の限度額は次の表に掲げる額の2分の1。以下、国基準。

		小学校		中学校	
		第一学年	その他の学年	第一学年	その他の学年
学用品費		11,100円		21,700円	
通学費		市町村が給与した通学費			
修学旅行費		市町村が給与した修学旅行費1人当たり平均額			
通学用品費			2,170円		2,170円
校外活動費	宿泊伴わない	1,510円		2,180円	
	借泊伴う	3,470円		5,840円	
体育実技用品費	柔道	—		7,300円	
	剣道	—		50,500円	
	スキー	25,300円		36,300円	
新入学児童生徒学用品費等		19,900円	—	22,900円	—

＊生活保護法による教育扶助を受給している保護者には修学旅行費を除き支給されない。

□市町村の補助額

2005年以降三位一体改革により国からの補助額が一般財源化され地方交付税措置されたことで支給額を削減する自治体が相次いでいる。